

さいたま市自治基本条例検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱（平成22年さいたま市告示第134号）第9条の規定に基づき、さいたま市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 前項の傍聴券の交付を受けた者は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。その場合において、傍聴人の決定は、原則として抽選により行う。

(報道関係者に係る手続)

第3条 報道関係者は、取材等のため委員会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、委員会の会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。

銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者

酒気を帯びていると認められる者

貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らな

なければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

撮影又は録音をしないこと。

飲食又は喫煙をしないこと。

みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱第7条第1項の部会について準用する。この場合において、第2条第3項中「委員長(以下「委員長」という。)」とあり、並びに第3条第1項及び第5条から前条までの規定中「委員長」とあるのは、「部会長(部会長が不在のときは、部会)」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月27日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号_____

傍 聴 券

さいたま市自治基本条例検討委員会（ 年 月 日開催分）

さいたま市自治基本条例検討委員会

- 注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。
2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。
3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- 酒気を帯びていると認められる者
- 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
 - 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - 撮影又は録音をしないこと。
 - 飲食又は喫煙をしないこと。
 - みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
- 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。